

JP響灘廃棄物処分場・響灘西部廃棄物処分場 処分料金表

2026年4月1日現在

			北九州市内発生
区分	種類	廃棄物の例示	料金（円／t）
			税込
産業廃棄物	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片等）	5,800
	燃え殻	灰かす、石炭がら、コークス灰、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等	8,900
	污泥	製造業の製造工程から生じる泥状のもの、ベントナイト污泥、セメント污泥、研磨污泥、下水道污泥、浄水場污泥等	
	金属くず	鉄くず、空かん、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす等	
	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、陶器くず、磁器くず、タイル等	
	鉱さい	鋳物廃砂、スラグ（高炉、転炉、電気炉から発生するもの）ノロ、ボタ、サンドブラスト廃砂、不良鉱石等	
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
	非飛散性石綿含有廃棄物	石綿を含む産業廃棄物、建材系産業廃棄物（スレート、サイディング、コロニアル、ケイ酸カルシウム板等） ※発じん性が比較的低いレベル3の成形板等であること ※最大長が概ね2m以下及び中空の状態でないもの	18,400
北九州市外発生分は受入不可			

※ 廃棄物処分の個別基準については『響灘西部廃棄物処分場に係る産業廃棄物等の埋立処分の基準に関わる規程』をご確認ください。（当社HP「書式ダウンロード」よりダウンロード可能です。）

※ 北九州市外から発生する廃棄物については、受入エリア等条件があるため必ず事前にご相談ください。
（ひびき灘開発㈱響灘事業所 TEL:093-771-2029）

※ 生産工場等で発生する廃棄物は、必要書類全ての審査を通過し、現地確認実施後、約1週間(5営業日)後より処分可能となります。（建設工事等から発生する廃棄物については、書類審査のみの場合もあります。）

JP響灘廃棄物処分場・響灘西部廃棄物処分場 処分単価表

令和6年(2024)4月1日現在

(消費税等を含む)

種 類	廃 棄 物 の 例 示	個 別 基 準	処 分 単 価	
			北九州市内発生	北九州市外発生
産業廃棄物	がれき類	・最大径概ね30cm以下に破碎し切断したもの ・木くず等の廃棄物が混在しないもの	5,800円/t	7,400円/t
	燃 え 殻	・灰かす、石炭がら、コークス灰、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等	8,900円/t	10,500円/t
	汚 泥	・製造業の製造工程から生じる泥状のもの、ベントナイト汚泥、セメント汚泥、研磨汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥等		
	金 属 く ず	・最大径概ね30cm以下に破碎し切断したもの (かん類は圧砕したものに限る) (ビン類は中空でないよう破碎したものに限る)		
	ガラスくず及び陶磁器くず	・最大径概ね30cm以下に破碎し切断したもの		
	鉍 さ い	・最大径概ね30cm以下に破碎し切断したもの		
	ば い じ ん	・大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの ・湿式集塵施設で捕集したものは含水率85%以下に脱水したもの		
産業廃棄物	非飛散性石綿含有廃棄物	・石綿をその重量の0.1%を超えて含有し、発じん性が比較的低いレベル3の成形板等であること	18,400円/t	受入不可

※海上輸送によるものは二次運搬費として1トン当たり500円を各処分単価に加算する

※処分料金は、積載重量を実計量し、100kg単位(端数切り上げ)で徴収します。

※以下受入できないもの

- ・搬入時に内容物の目視確認ができないもの(ビニール袋、土のう袋、フレコンバック、バッカー車、バキューム車による搬入)
- ・毒物及び劇物取締法、農薬取締法及び消防法に規定される毒劇物、農薬、危険物など有害なもの
- ・液状のもの、可燃性のも、腐敗するもの、油分を含むもの、悪臭を発するもの、飛散性のあるもの
- ・水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物
- ・埋立処分及び土地利用等に支障をきたすおそれのあるもの

※海上輸送の搬入で使用する船舶は、ガット船に限定します。

※産業廃棄物の受入に際しては、事前に、発生工程、分析試験結果等の審査及び処分契約の締結が必要です。

※産業廃棄物を搬入する際は、法律で定められたマニフェストの提出が必要です。(マニフェストの事後処理・再発行は行いません。)

※石綿含有産業廃棄物、建材系産業廃棄物を搬入する際は、事前申請が必要です。マニフェストの備考欄に「石綿含有産業廃棄物」と明記してください。

※北九州市外から発生する廃棄物の搬入については上記以外の受入エリア等条件があるため必ず事前にご相談ください。

種 類	土 砂 の 例 示 及 び 個 別 基 準	処 分 単 価	
		北九州市内発生	北九州市外発生
土 砂	良質土砂	無 料	
	一般土砂	2,300円/t	3,200円/t
	管理土	7,900円/t	9,500円/t
	スポット土砂	7,900円/t	9,500円/t

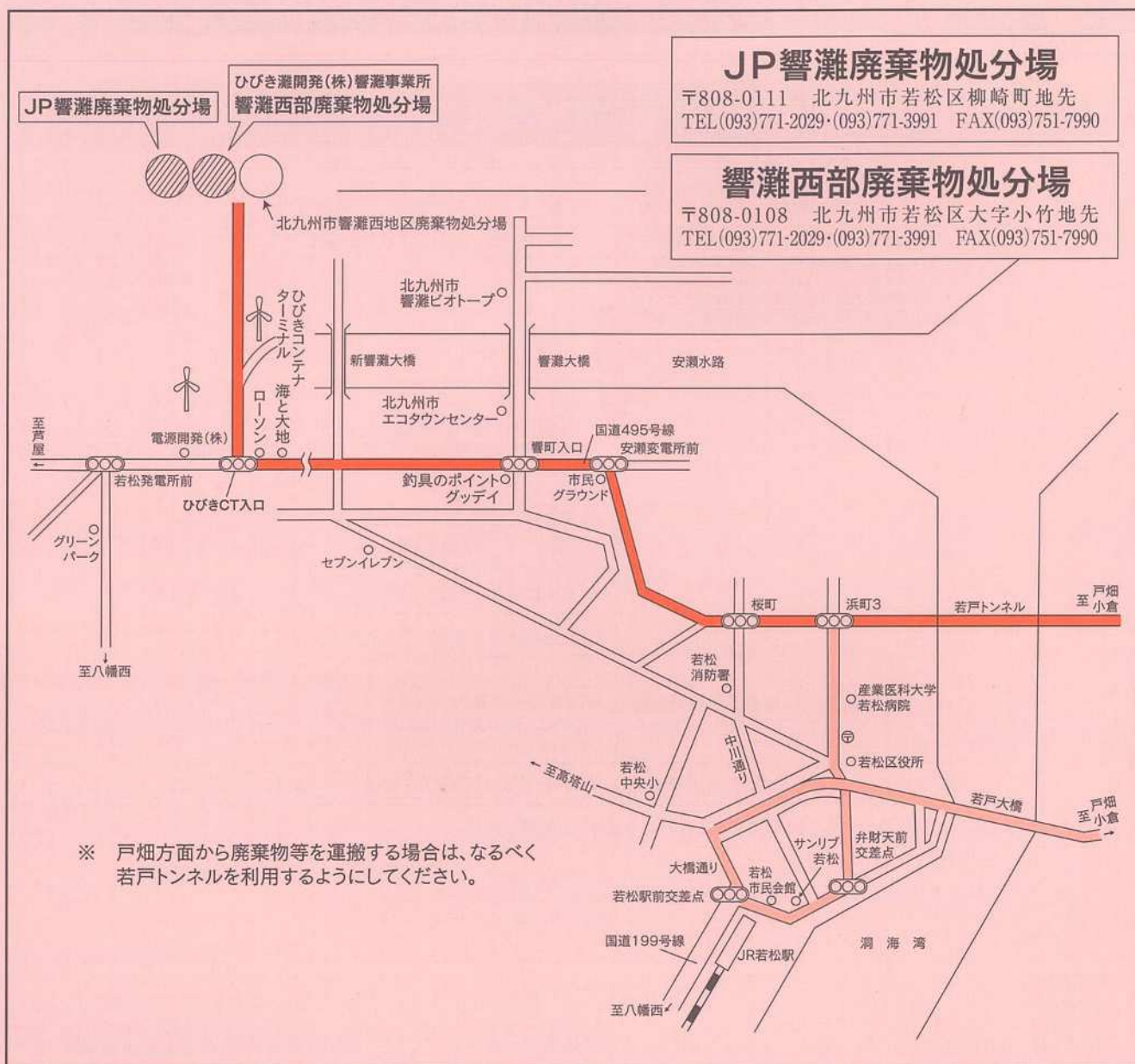
※土砂等(良質土砂・一般土砂・管理土)の搬入については事前に響灘事業所で所定の手続きを行ってください。手続きには約5日間程度かかります。

※発生場所によっては事前に重金属類等の分析結果の提出が必要となります。

※北九州市外から発生する土砂等の搬入については上記以外の受入エリア等条件があるため必ず事前にご相談ください。

※土壌汚染対策法の指定区域から発生する土砂は受入できません。

その他受入れに関する詳細は、ひびき灘開発(株)ホームページをご覧ください。



処分場ご利用に際してのお願い

【遵守事項】

- 1.公道での法定速度及び場内での制限速度を遵守してください。
- 2.乱暴な運転や道路に積荷をこぼすことが無いようにしてください。
- 3.廃棄物が飛散しないようにしてください。
- 4.若戸大橋を利用する車輛は、若松市街地を避け、決められたルート(— 線)を通行してください。

※遵守事項を守れない場合には、搬入をお断りすることがありますのでご了承ください。

開場時間と休場日

開場時間 (午前)8時30分から12時00分まで(午後)1時00分から5時00分まで
休場日 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

〈お問い合わせ先〉 **ひびき灘開発株式会社 響灘事業所**

産業廃棄物処分業許可番号：第07630004184号

※響灘事業所ではマニフェストを販売していません。

〒808-0021 北九州市若松区響町三丁目29番

TEL (093)771-2029

(093)771-3991

FAX (093)751-7990

